

令和4年度 移住定住等促進助成事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 庄内空港利用振興協議会（以下「協議会」という。）は、庄内空港を発着する指定の航空便を利用し、移住定住等を検討する者及び39歳以下の県外に在住する就職活動者に対して航空賃相当を支援することにより、移住定住及び空港利用の促進を図る。

この要綱に定めるところにより、庄内空港の利用振興に寄与するために必要な経費について、予算の範囲内で助成を行う。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望 移住検討やお試し移住等のため、山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町の移住相談窓口などに来県相談等することをいう。
- (2) 就職活動等 採用試験及び面接やインターンシップ等に参加することをいう。
- (3) 県内企業等 山形県内に就業場所となる事業所を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある企業・行政機関をいう。
- (4) インターンシップ 県内企業等において、実習・研修等の就業体験を実施することをいう。
- (5) 39歳以下の者 対象航空便を搭乗する時点で39歳以下の者をいう。
- (6) 早朝便 片道の場合は往路393便（羽田空港7:05発 庄内空港8:05着）または復路394便（庄内空港7:10発 羽田空港8:15着）を対象とする。また、往復の場合の復路は394便（庄内空港7:10発 羽田空港8:15着）に限定する。

(助成対象者)

第3条 助成金の対象は、庄内空港発着の航空便を利用する次の者とする。

- (1) 「移住希望者応援！キャッシュバックキャンペーン」
 - (ア) 公的機関等に移住相談した者
 - (イ) 航空機を大人運賃で利用した者
- (2) 「U39 早朝便で庄内さ、いGO！移住希望・就職活動応援キャッシュバックキャンペーン」
 - (ア) 県外に在住する者
 - (イ) 39歳以下の者
 - (ウ) 早朝便に搭乗した者

(エ) 公的機関等に移住相談した者、または県内企業等への採用試験及び面接
またはインターンシップ等の就職活動等に関する実施日を記載した資料を提出可能な者

(オ) 航空機を大人運賃で利用した者

(助成対象期間)

第4条 助成金の交付対象となる期間は、次のとおりとする。

(1) 「移住希望者応援！キャッシュバックキャンペーン」

令和4年6月1日から令和5年3月15日まで

(2) 「U39 早朝便で庄内さ、いGO！移住希望・就職活動応援キャッシュバックキャンペーン」

令和4年7月1日から令和5年3月15日まで

- 2 協議会は、予算の執行状況等により、助成対象期間内であっても助成を打ち切ることができる。
- 3 協議会は、新型コロナウイルス等の感染症が拡大し、まん延防止を要すると判断した場合及び対象航空便が欠航した場合には助成の対象としない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、第3条に規定する補助対象一人当たり次の額とする。100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 「移住希望者応援！キャッシュバックキャンペーン」

(ア) 片道利用 3,000円

(イ) 往復利用 6,000円

(2) 「U39 早朝便で庄内さ、いGO！移住希望・就職活動応援キャッシュバックキャンペーン」

(ア) 片道利用 5,000円

(イ) 往復利用 10,000円

- 2 「移住希望者応援！キャッシュバックキャンペーン」利用は同一人の利用に対し、1回を限度とする。
- 3 「U39 早朝便で庄内さ、いGO！移住希望・就職活動応援キャッシュバックキャンペーン」は、利用回数の制限を設けない。
- 4 山形県が行う「山形県Uターン就職活動交通費助成事業」または鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町が行う場合の就職活動等に対する交通費助成事業との併用は可とする。ただし、助成額は航空券購入額から他の助成額を控除した金額を上限とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、航空機利用した日から起算して15日を経過する日までに交付申請書(様式第1号)を協議会に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 協議会は、交付申請書の提出があった場合、本要綱に適合し、かつ予算の範囲内であること、かつ提出のあった山形県及び山形県庄内地域2市3町(鶴岡市・酒田市・三川町・庄内町・遊佐町)の移住相談窓口(移住定住促進担当課)に相談内容等を確認した上で、交付決定(様式第2号)する。

(助成金交付)

第8条 協議会は、第6条の交付申請書の提出があった場合、確認の上受理し、当該申請のあった助成金を、原則として30日以内に交付する。

(交付決定の取消し)

第9条 協議会は、この要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取消することができる。

(助成金の返還)

第10条 助成金の交付が取消された場合においては、既に交付されている助成金について、協議会が指定する期日までに、遅滞なく協議会に返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。